

## 重層的支援体制整備事業の実施状況について

### 1 事業全体におけるこれまで取組みについて

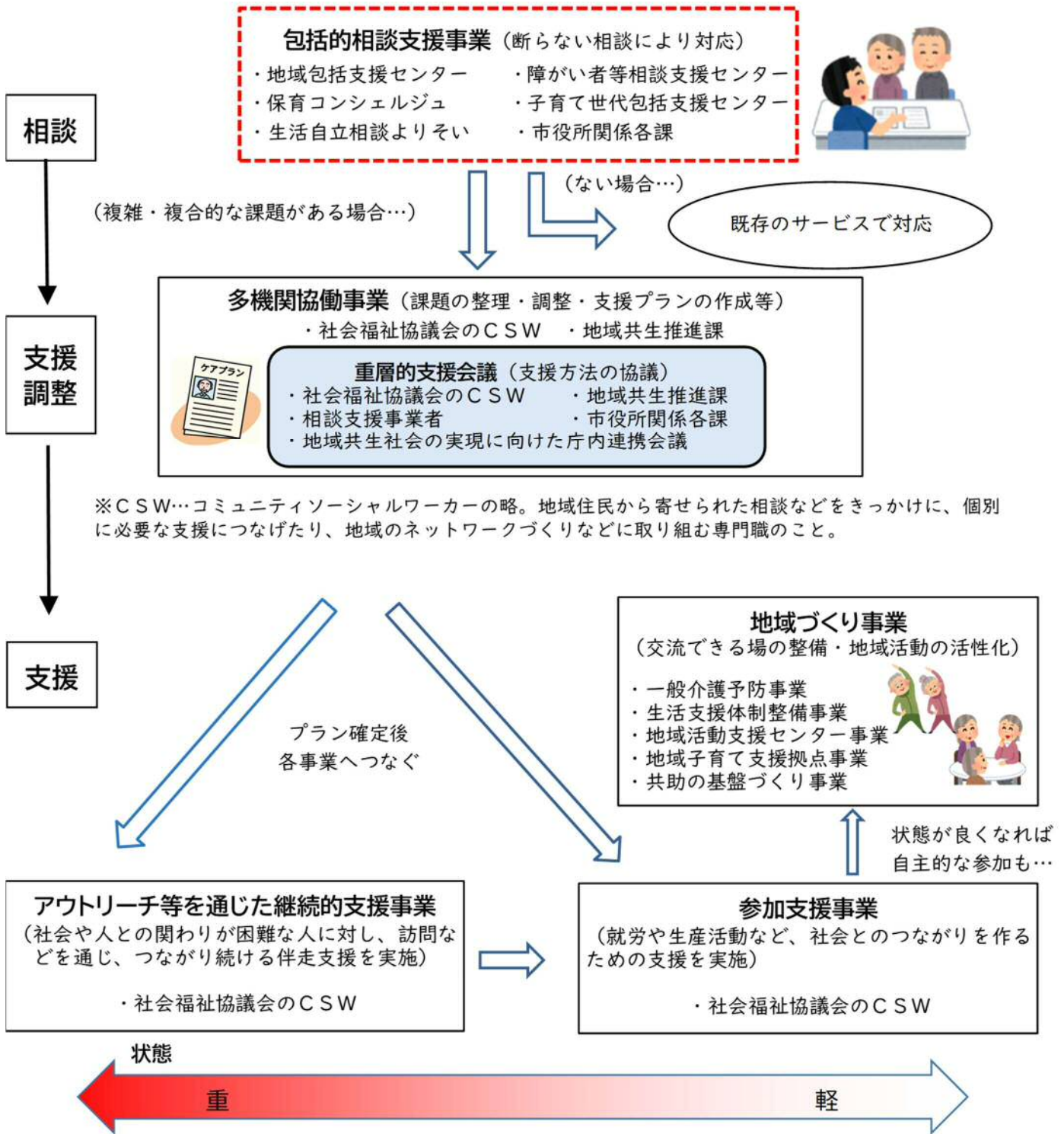
#### ○重層的支援体制整備事業とは

- ・ 地域共生社会の実現に向けた、市町村が取り組む事業（法第106条の4第2項）
- ・ 複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指すというもの
- ・ 具体的には次の3つを一体的に行う
  - ①相談支援(まずは相談を断らない)…同条同項第1・4・5号
  - ②参加支援(社会とのつながりを段階的に回復する支援)…同条同項第2号
  - ③地域づくり(地域での交流の場などを整備に関する後方支援)…同条同項第3号

#### ○重層的支援体制整備事業 各事業の概要

事業名		事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・ 支援機関のネットワークで対応</li> <li>・ 複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ</li> </ul>
	(新) 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築</li> <li>・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う（全体調整、マネジメント）</li> <li>・ 支援関係機関の役割分担</li> </ul>
	(新) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・ 会議や関係機関とのネットワークにより潜在的な相談者を見つける</li> </ul>
II	参加支援  (新) 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>・ 利用者ニーズを踏まえたメニュー作成</li> <li>・ 定着支援と受け入れ先の支援</li> <li>・ 特に既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応することを目指す</li> </ul>
III	地域づくりに向けた支援  地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世代や属性を超えて交流できる場の整備</li> <li>・ 個別の活動や人をコーディネート</li> <li>・ 地域活動の活性化</li> </ul>

# ○重層的支援体制整備事業 実施時フロー



## 重層的支援体制整備事業 実施のメリット

- ① 伴走型支援による継続的な関わり⇒多機関協働事業の担当者による定期的な訪問が可能
- ② 相談支援機関等の負担軽減⇒複合事案に関する関係者との調整役を多機関事業者が担う
- ③ 福祉からの地域づくりの推進⇒対象者の日常生活での課題に着目し、地域での支え合いを推進

○取組経過（令和4年度～）

	地域共生推進課	庁内関係各課	相談支援機関
R4.4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画策定</li> <li>・実施マニュアル(庁内関係各課・相談支援機関向け)策定</li> </ul>		
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民対応業務開始に向けた準備</li> <li>・「参加支援事業」を実施する福祉資源の開拓・調整</li> </ul>	5/23 庁内連携会議(副課長・係長級) (市民対応業務開始に向けた協議)	5/26 重層的支援体制整備事業に関する説明会② (市民対応業務開始に向けた協議)
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各相談支援事業所との関係づくり</li> </ul>	6/27 庁内連携会議(課長級) (市民対応業務開始に係る報告)	
7	<div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>越谷市重層的支援体制整備事業 市民対応業務開始</b> </div>		
8	8/1 令和4年度第1回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (重層的支援体制整備事業実施の報告)		
9	<b>9/13 第1回重層的支援会議・支援会議 (重層:1事例、支援:2事例)</b>		
10		10/7 庁内連携会議(課長級) (重層的支援会議・支援会議実施状況報告)	
11	<b>11/18 第2回重層的支援会議・支援会議 (重層:2事例、支援:1事例)</b>		

## ○他自治体・他団体との協力・連携

### 他団体主催研修への講師参加

#### (1) 埼玉県主催 県内自治体向け事業説明会(兼)情報交換会

##### 【参加の経緯】

埼玉県内における重層的支援体制整備事業実施促進のため開催され、令和4年度に埼玉県内において同事業を実施(予定含む)する7団体のうち、本市及び草加市に講師の依頼があった。

(参加者：市地域共生推進課)

##### 《概要》

日時：令和4年5月24日(火) 午後1時30分～2時

場所：オンライン開催(Zoom)

参加団体：県内47市町

内容：【第1部】重層的支援体制整備事業及び交付金説明(厚生労働省)  
事例発表(草加市、越谷市)

【第2部】情報交換会

#### (2) 群馬県社会福祉協議会(群馬県委託)主催 県内自治体向け研修会

##### 【参加の経緯】

群馬県内における重層的支援体制整備事業実施促進のため開催され、すでに同事業を実施している県内の玉村町のほか、関東圏域の自治体のうち社協との円滑な連携により同事業を実施している自治体として、本市に講師の依頼があった。

(参加者：市地域共生推進課 社協CSW)

##### 《概要》

日時：令和4年10月27日(木) 午後1時30分～4時

場所：オンライン開催(Zoom)

参加団体：群馬県内35市町村の自治体及び社協

内容：【第1部】包括的支援体制の構築・重層的支援体制整備事業説明(群馬県)  
【第2部】事例報告・検討・質疑応答(玉村町、越谷市)

※その他、各種団体主催の研修会において重層的支援体制整備事業の説明を行っている。

## 他自治体からの視察受け入れ

### (1) 吉川市

視察日時：令和4年7月5日（火） 午後1時～2時

視察者：吉川市地域福祉課（3名）

内 容：事業概要、実施計画、組織編成、予算、重層における各種事業など

### (2) 千葉県流山市

視察日時：令和4年9月14日（木） 午後2時～4時

視察者：流山市介護支援課、社会福祉課、障害者支援課、健康増進課、  
高齢者支援課（7名）

内 容：事業概要、実施計画、組織編成、予算、重層的支援体制整備事業における  
各種事業、重層的支援会議・支援会議、CSWなど

※その他、多くの県内外自治体から重層的支援体制整備事業に関する問い合わせあり。

## 関係団体との連携

第3次越谷市地域福祉計画の重点事業のひとつとして、「地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会の創出」を掲げ、令和3年度から交流を深めるための会議体を発足し情報交換等を行っている。

今後、この枠組みを活用し、引きこもり支援団体にも参加いただくなど、重層的支援体制整備事業における他団体との連携強化を図る。

### 《交流・連絡会概要》

名 称：地域福祉に関わる関係団体 交流・連絡会

参加団体：9団体

地域包括支援センター、障害者等相談支援事業所、生活自立相談よりそい、  
ボランティア連絡会、国際交流会、子育てサポーターチャオ、社会福祉協議会、  
民生委員・児童委員協議会、埼玉フードパントリーネットワーク

開催状況：令和3年度 2回（各団体の活動内容の報告、今後に向けた情報交換）  
（1回は設置に向けた準備会）

令和4年度 2回（重層的支援体制整備事業の説明、複合的な課題を抱えた市民対応  
（1回実施済み・1回は予定） についての情報交換）

## 2 重層的支援会議・支援会議について

### ○重層的支援会議・支援会議とは

…複雑的・複合的な課題を抱える世帯の相談ケースに対し、関係機関が一堂に会してその支援方法を協議する会議。(p.2 フロー図のうち、多機関協働事業の中に位置付けられる)  
関係機関がその世帯の状況を把握し、支援プランについて協議・共有することで、その世帯に対する包括的で伴走的な支援を行うことが可能になる。

※重層的支援会議と支援会議の違いは、以下のとおり。  
本人の同意がある場合 ⇒ 重層的支援会議(支援プランの協議)  
本人の同意がない場合 ⇒ 支援会議(支援方針の協議)

### ◆相談実績(R4.7.1～R4.9.30)

多機関協働事業の相談実績 **8件** ⇒うち **3件**を第1回重層的支援会議・支援会議にて協議

※残り5件は、社協CSWが対応したのち、分野別の相談支援機関の連携により対応している。

### ◆令和4年度第1回重層的支援会議・支援会議

開催日時	令和4年9月13日(火) 午後1時30分～5時	
協議事例	3事例 ※詳細は下記のとおり	(時間)
	(事例1) 8050問題を抱える世帯【重層的支援会議】	1:30～2:30
	(事例2) 障害・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯【支援会議】	2:45～3:45
	(事例3) 障害・高齢者虐待の問題を抱える世帯【支援会議】	4:00～5:00
参加者	事例に関連する各分野の市の担当課職員及び相談支援機関の職員 ⇒市の担当課は庁内連携会議部会員(副課長・係長級)及びケースの担当者 ⇒相談支援機関はケースの担当者が出席 <b>※事例ごとに参加者を入れ替えながら実施</b>	
会議の流れ	①CSWと各分野の職員が収集した世帯状況に関する情報を共有 ②世帯に対する支援プラン・支援方針の協議 ③支援プラン・支援方針の決定	
会議結果	それぞれの事例について、当該世帯に対する今後の支援プラン・支援方針を定め、各相談支援機関がどのような関わり方をしていくかを共有した。 会議後、それに基づき、各相談支援機関等が支援を開始している。	
今後の対応	一定期間の対応の後、再度、同会議の中で経過確認を行う。 ⇒経過が良好であれば、主担当課を定め、本事業における支援を終結する。	

## ○会議を振り返って（今後の改善点など）

### 会議の進行について

当日は、主管課の地域共生推進課課長(事例1・2)、副課長(事例3)を議長に進行。

⇒・重層的支援会議 …… 事前に作成している支援プランに基づき、関係機関の役割が明確化されているため、ある程度会議の方向性が見えている中で進められた。

・支援会議 (事例2、3) …… 本人や世帯からの訴え等がないので、まずは当該世帯の状況を情報共有した上で、支援の方向性を探りながら会議を進めるため、まとめにも時間を要した。会議後の支援についても、慎重に行っていく必要がある。

### 会議のルール等について

会議には、庁内連携会議部会員(副課長・係長級)及びケースの担当者が出席。

⇒会議の中では、当該ケースについて、具体的な内容の協議や意思決定が求められるため、今後も市の関係課の担当者や、可能な限り上席にも出席を求める。

### 会議後の支援実施にあたって

⇒会議後に支援を行っていく際に、情報を集約したり、支援の中心となるメイン担当課を定め、各相談支援機関が連携を取りながら支援を行っていく。

### 支援会議で扱った事例の対応

⇒支援会議で扱った事例については、再度会議で議題に挙げることは必須ではないが、支援のメイン担当課から要望がある場合は、会議で再度協議する。

### 会議の評価・意義など

CSWは事前に関係機関に聞き取りを行い、会議に臨んだ。

⇒支援関係者から、「支援方針について会議前からCSWと協議でき、会議においても関係機関の関わり方や支援方針に関する情報共有・意見交換ができた」、「CSWの存在は心強い」など、好意的な意見をいただいた。

### 関係機関との連携

⇒主任児童委員から、今までであれば児童の情報を学校側はなかなか開示してくれなかったが、会議を行ったことにより、地域にまで情報がおりてくるなど、「関係機関との関係性が良くなり、支援が行いやすくなった」との意見をいただいた。

### 会議の効果

⇒会議後の支援の効果は、経過を見つつ、一定期間経過後に検証しることが必要。

## ○今後の予定

	地域共生推進課	庁内関係各課	相談支援機関
11	11/28 令和4年度第2回社会福祉審議会地域福祉専門分科会 (重層的支援会議・支援会議実施の報告)		
R5.1	1/下旬～2/月上旬 (未定) 地域共生社会と重層的支援体制整備事業に関する庁内研修		
2	<b>2月中旬(予定) 第3回重層的支援会議・支援会議</b>		
3	(必要に応じて) 実施マニュアル等の見直し	3/月上旬～中旬 (未定) 庁内連携会議 (協議部会)	3/中旬～下旬 (未定) 重層的支援体制整備事業に関する説明会
		3/中旬～下旬 (未定) 庁内連携会議 (課長級)	